

## 第3回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事要旨

日 時	令和8年5月29日(金) 午前10時30分から11時25分まで	
場 所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委 員	神谷明文委員、平岩宏昭委員、壺井拓哉委員、池田真悟委員、松下昇委員、新美萌子委員、植村尚寿委員、石塚泰子委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員
	助言者	青木聖久助言者
欠 席 者	岡本雅彦委員、飯島徳哲委員、谷川祐司委員、蜂谷安希子委員(ボイコット)	

### (事務局)

定刻となりましたので第3回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催します。

本日の資料の確認です。事前に送付しました資料は、次第、委員名簿、資料1-1、1-2、資料2、資料3-1、3-2、資料4となっています。本日お持ちでない方は挙手でお知らせください。

次に本日の会議は、公開実施とし、議事録につきましても要旨を後日、市公式ウェブサイトで公表させていただきますのであらかじめご了承ください。

今回の議事要旨を作成するために、マイクを使用し先に名前をおっしゃった上で発言をお願いします。

本日は、岡本委員、飯島委員、谷川委員から欠席の連絡をいただいています。また、蜂谷委員からはボイコット表明書が提出されています。表明書にはボイコットを表明するに至った経緯等が記載されていますが、議事録への添付は望まれませんので、この場での共有は控えさせていただきます。会議の運営上の取り扱いとしては、定足数や採決に関しては欠席として取り扱いますが、会議へは「出席ボイコット」という形での参加となりますことをご承知おきください。

ただいまの出席委員の人数は、安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条第2項に規定しています委員の過半数以上に達しており、本委員会は成立することを報告します。

次に、人事異動により事務局職員に変更がありますので、紹介させていただきます。福祉部長の仲道、障害福祉係長の岩瀬、障害給付係長の丸毛です。その他の職員は昨年どおりとなります。今後ともよろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って進めてまいります。まずは開催にあたり神谷委員長からご挨拶をお願いいたします。

### 1 あいさつ

(神谷委員長)

皆さま、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。本日の安城市障害者福祉計画の策定につきましては、第5次安城市障害者計画、第7期安城市障害福祉計画、第3期安城市障害児福祉計画の計画が令和8年度で満了となることから、これらを見直し、新たな計画を策定するための委員会です。本委員会は、安城市長の諮問に応じて意見を述べる場であり、委員の皆さまには、それぞれの立場から計画に対するご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 委員の交代

(事務局)

所属機関の役員改選により委員を交代された方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

安城市町内会長連絡協議会副会長 平岩宏昭様、安城市小中学校長会 安城市特別支援教育推進協議会長 壺井拓哉様、刈谷公共職業安定所 所長 松下昇様、安城商工会議所 雇用労働委員長 植村尚寿様、安城市民生委員児童委員協議会 障害福祉部会 部会長 石塚泰子様です。委嘱状につきましては、机上に配布しておりますのでご確認をお願いいたします。

なお、今回の委員の交代により、策定委員会の副委員長が不在となっております。副委員長は安城市障害者福祉計画策定委員会規則第3条第2項の規定により、委員長が指名することとなっております。神谷委員長から指名をお願いいたします。

## 3 副委員長の指名について

(神谷委員長)

副委員長の件ですが、前任の神谷副委員長に替わりまして、平岩宏昭委員に後任をお願いしたいと思います。

(事務局)

ただいまの神谷委員長の指名により、副委員長には平岩宏昭委員をお願いいたします。

(平岩委員)

お引き受けいたします。

(事務局)

また、今回新たに委員をお願いする皆さまにおかれましても、計画策定までの期間

をよろしくお願いいたします。

それでは、次第4「議題」に移ります前に、議題についてお伝えさせていただきます。議題(1)～(3)までは報告事項となっております。審議事項は議題(4)となりますことをご承知おきください。

それでは、以降の議事進行は神谷委員長にお願いいたします。

(神谷委員長)

それでは、議題に入ります。議題(1)アンケート調査の結果報告、議題(2)事業所アンケート調査の結果報告を事務局から一括して説明をお願いいたします。

#### 4 議題

(1) アンケート調査の結果報告書

(2) 事業所アンケート調査の結果報告

(事務局)

〔(1) アンケート調査の結果報告について資料1-1、1-2に基づき説明〕

引き続き、〔(2) 事業所アンケート調査の結果報告について資料2に基づき説明〕

(神谷委員長)

ただいまの説明について、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

この事業所のアンケートの総括の部分は役所の意見・見解ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

いまおっしゃったのは資料2の23ページ【総括】の部分のことですね。

(神谷委員長)

そうです。

(事務局)

こちらは、今回の調査結果を踏まえ、結果から見える課題等を数値とともに整理して併記したものとなります。

(神谷委員長)

多くの事業所が現状維持を予定している一方で、定員拡大を希望する事業所もあるということですが、これは、現状に対して大きな不満があるわけではない、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

大きな不満があるという認識はもっていません。総括の上部にある「人員不足感」の部分に関しては、福祉事業全体として広く感じられる課題であると捉えております。

総括部分については、私どもの主観をできる限り排除し、アンケート調査結果を踏まえて客観的に整理した内容となっております。

(稲垣委員)

相談したい相手として「家族」、「知人・友人」、「学校の先生」、「職場の上司」などが多くあげられているのですが、「社会福祉協議会」を相談先としてあげる人が非常に少ないです。社会福祉協議会が相談窓口として十分に認知されていないと感じました。今後、社会福祉協議会が相談しやすい場として認知されるよう、何らかの取り組みを進めていくことが必要であると感じました。

次に、外出時の移動についてですが、「困っていない」と回答した方が約 30%でした。しかし実際には、移動手段が確保できないことで外出が難しくなり、孤立につながる方も多くおります。移動支援や同行支援を行う NPO 等の活動を、市としても手厚く支援していく必要があるのではないのでしょうか。これは、障害のある人だけの問題ではなく、高齢になり免許返納した方も移動手段がなく困難を抱えています。特に、障害のある人は自力での移動が難しい方が多くいらっしゃいます。広報でも移動支援に関する課題が取り上げられていました。そのような面で、いかに「ひきこもり」にならないようにしていくか、そのための環境整備が重要であるとアンケートを見て強く感じました。

(神谷委員長)

ありがとうございます。こちらは報告事項なのでいただいたご意見につきましては承った上で、次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題(3)令和7年度関係団体等懇話会の報告について事務局より説明をお願いいたします。

(3) 令和7年度関係団体等懇話会の報告

(事務局)

〔(3) 令和7年度関係団体等懇話会の報告について資料 3-1、3-2 に基づき説明〕

(神谷委員長)

ただいまの説明について、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

特にないようなので、次の議題(4)次期安城市障害者福祉計画策定の基本方針に移ります。

(4) 次期安城市障害者福祉計画策定の基本方針

(事務局)

〔(4) 次期安城市障害者福祉計画策定の基本方針について資料4に基づき説明〕

(神谷委員長)

ただいまの説明について、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

これまで似たような計画が3つもあるのはなぜかと思っていましたが、個別の法律に基づき、国から市に対して策定が求められているものだと理解しました。市としては統合が難しい部分もあると思いますが、どの計画も主旨としては共通する部分も多いと思います。

資料4の3ページの表の重点施策「現行計画(第5次)」に、「①親亡き後を見据えた支援」、「②相談支援の充実」、「③就労支援の充実」が掲げられています。特に①親亡き後を見据えた支援は、親御さんに共通する思いですので、今後も継続して取り組んでいただきたいと思います。

(藪内委員)

当事者の方は、家族があつての当事者です。家族への支援についても計画の中にしっかりと書いていただきたいと思います。

(神谷委員長)

例えば具体的にどのようなことでしょうか。

(藪内委員)

日頃、当事者に接しているのは家族です。相談相手としても家族が多くあげられています。その家族に対しての支援が必要ではないでしょうか。

(神谷委員長)

家族への支援も重点的に取り組む必要があるということですね。

(藪内委員)

そうです。もっと家族への支援を増やしていただきたいと思います。

(神谷委員長)

おっしゃるとおりです。事務局から回答はありますか。

(事務局)

ご意見をありがとうございます。当事者を中心に考えると申し上げましたが、まずは本人がどのように生活していきたいか、本人の希望を尊重することが基本であり、その

上で、「本人の課題は家族の課題でもある」という点は認識しています。現状の福祉サービスの中には、家族の負担軽減を目的として利用が認められているものもあります。そうしたサービスについての周知が不足している部分があるかもしれません。今度、様々な機会を通じて「家族で利用できるサービスがある」ということを、わかりやすくお伝えできるよう検討させていただきたいと思います。

(神谷委員長)

他にご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

2ページ(2)計画を貫く視点(案)の『視点I「当事者視点」を大切にします』とありますが、今、ご説明いただいたように、当事者と家族は一体であるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

本人が抱える課題が、本人だけでなく家族にも影響するものである場合、当事者視点というのは家族も含んだ視点になると考えています。

(神谷委員長)

確かに、これまで障害のある人自身の意見を十分に伺えていなかったという反省があります。日頃からお世話しているのは家族であり、家族の意見を尊重することは当然であると思います。今のご意見の「家族の視点は、当事者視点に含まれる」ということでした。家族の視点も踏まえるという形で、この原案でよいか皆さまのご意見を伺いたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

<一同、承認>

(神谷委員長)

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、原案に「家族の視点」を加えたもとし、修正は事務局一任することといたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたします。

(事務局)

議題の審議につきまして、委員の皆さまにおかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

ここで本委員会の助言者である青木先生より、ご助言いただきたいと思います。

(青木助言者)

日本福祉大学の青木です。本日は、このような貴重な場に参加させていただき、あ

りがとうございます。私からは4点申し上げます。

1点目は、社会資源の活用についてです。社会資源とは何かというと、本日の議論にもあり、資料にも示されているとおり、人手不足の「人」も社会資源であり、制度やサービスといった仕組みも社会資源、さらに地域の機関・施設といった環境の面も社会資源に含まれます。障害そのものが変わらなくても、環境が変わることで、障害が小さく感じられることがあります。こうした視点は非常に重要であり、大切にしていければと思います。

2点目は、社会参加の重要性です。本日の議論や資料からも、社会参加が非常に大きな意味を持つことを改めて感じました。障害者自立支援法が施行されて20年が経過しました。その後、障害者総合支援法へと名称が改正されましたが、この法律は、障害のある人に一般就労をしていただくために取り組むことを初めて打ち出したものです。それまでは、精神障害や発達障害のある人は「居場所重視」とされており、一般就労は再発に繋がるのではと懸念され、非常に消極的でした。しかし現在は一般就労につながる方が着実に増加しています。一般企業の障害者雇用率も7月から2.7%に上昇し、雇用義務が生じる企業の範囲が拡大するなど、対象事業所も広がっています。就労した障害のある人からは「働いて稼いだお金で食べることでごはんがおいしくなった」、「生きていてよかった」という声が聞かれます。当初、一般就労に反対していた人たちも、そのような声を聴き、就労の意義を認めざるを得ない状況になりました。人は一歩踏み出すことで、働くことの意義や、仲間とともに達成することの醍醐味を感じることができます。実際に、その喜びを感じている障害のある人が多くいます。また、本日の議論でも移動困難の話がありましたが、公共交通機関を利用しながら移動し、社会参加につながるができる環境づくりが重要だと思いました。

3点目は、次期障害者計画に示されている3つの視点についてです。まず、『視点1「当事者視点」を大切にします』についてですが、先ほど参加されている委員より話がありましたが、「当事者には家族も含まれる」という考え方が当事者の概念に含まれるということです。もともとの当事者の言葉の由来は、中国の春秋時代に「當事（とうじ）」という語があり、これが明治時代に民事訴訟法などで初めて「当事者」という言葉が用いられたとされています。裁判の場合は、家族は第三者ではなく当事者目線です。そう考えると、当事者に家族も含まれます。家族支援とは何かというと、家族は治療協力者ではなく支援の対象者です。家族が支援者からねぎらわれると嬉しいです。それで笑顔が生まれることで、その笑顔の嬉しさが障害者本人にも伝わります。よって家族支援は本人支援につながっていきますので大切にしていきたいと思います。

「視点2 障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます」についてですが、文言の中に「人としての共通性」を加えていただきたいです。障害の特性だけを前面に出すと、障害のある人はさも特別な存在として扱われてしまいます。喜怒哀楽といった基本的な感情は誰にとっても共通であり、障害の有無とは関係ありません。こうした、当たり前のピープルファーストとしての視点で障害のある人とらえることができれば、この特性の部分が生きてきますので、ぜひ「人としての共通性」という視点も盛り込んでいただ

ければと思います。

「視点3 あらゆる場面で障害への理解を深めます」についてですが、理解を深めるためには2つのアプローチがあります。1つ目は知ることを促す普及啓発です。2つ目は交わる機会の創出です。先ほど申し上げたように、共に働き、一緒に活動することにより心で理解することができます。一緒に汗をかく経験こそが本質的な理解につながります。知ること・交わることの両方を含めて、安城市としても取り組んでいただけると嬉しいです。

4点目は、「親なき後」についてです。これは古くて新しい課題ですが、近年は考え方が2つあります。1つ目は「親なき後」という表現において、「亡き」という漢字を用いなくなったことです。2つ目は、「親亡き後」ではなく「親なき前に」という考え方が今は重視されています。親が元気なうちに第三者との関わりを受け入れ、慣れておくことが重要であり、突然親が亡くなった場合に備えて、あらかじめ家に人が出入りする環境に慣れておくことが必要です。また、親なき前にできることとしては、今できることに精一杯取り組み、あとは社会に任せるという姿勢が大切です。ただ、こうした機会に慣れておかないと、そのような機会を得ることが難しいことがあります。

私事になりますが、昨年11月から専門家コラムとして障害者に関する連載をしております。このテーマに関心のある方は、インターネットで「リタリコ仕事ナビ 青木聖久」で検索していただくと関連情報にアクセスできます。参考にいただければと思います。

最後になりますが、今後ともこのような場で私自身も学ばせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。その他に移ります。

## 5 その他

(事務局)

次回の第4回安城市障害者福祉計画策定委員会は7月29日水曜日午前10時30分から、会場は本日と同様、安城市役所 本庁舎3階 第10会議室での開催を予定しています。議題等の詳細につきましては、決まり次第、改めてご案内いたします。今回の開催通知にも、第7回までのスケジュールを掲載しておりますので、日程をご確認の上、ご予約くださいますようお願いいたします。

(事務局)

それでは、これもちまして第3回安城市障害者福祉計画策定員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。